

平成 17 年 2 月 21 日

消費者団体訴訟制度検討委員会

委員長 山本 豊 先生

委員各位

委員・小塚 荘一郎（上智大学）

本日の標記委員会第 11 回会合には、海外出張中のため、出席することができませんが、制度設計上の重要な問題が審議されると承知しておりますので、本意見書により、思考するところを若干申し述べます。

消費者団体訴訟の制度は、適格消費者団体に、消費者全体の利益を擁護するという公益的な役割を期待するものであると理解しております。したがって、適格消費者団体の要件につきましては、そのような制度趣旨に合致した運用を確保するための工夫が必要とされるであろうと思われまます。

そのためには、消費者団体に、適正な組織運営（ガバナンス）の仕組みが必要であると考えます。そして、営利企業に関して説かれているコーポレート・ガバナンスの議論を参照するならば、それは、説明責任（アカウンタビリティ）と情報開示（ディスクロージャー）によって、最もよく実現されるのではないのでしょうか。具体的には、団体運営における適正な手続の整備、団体内部における内部統制組織の確立、外部監査の実施、および一般消費者に対する定期的な情報開示と重大な事実に関する適時の開示等が実施されていることを、適格消費者団体として登録を受ける上での要件とすることが考えられます。

適格消費者団体にこのようなガバナンスの確立が必要とされる理由を明確にするために、荒唐無稽とも思われる次のような例を考えてみたいと存じます。インターネット上の「掲示板」において、「消費者団体訴訟を起こそう」との呼びかけがなされ、見ず知らずの仲間を募って消費者団体を組織したと称し、内閣府に届出がなされたとします。しかし、その関係者は真に訴訟を進行して勝訴することを目的とするのではなく、訴訟を提起しては、被告企業や代理人、裁判官等の対応を「掲示板」上で揶揄するところに楽しみを求めているのだとすれば、そのような団体の行動は、制度趣旨に合致しているといえるのでしょうか。もちろん、そうした目的で提起される訴訟では、請求は棄却されるであろうと予想されます。しかし、そのような制度利用がなされるという事実じたいが、被告企業を始め関係者に多大なコストをかけさせることになり、また制度に対する社会の信用を著しく傷つけることになるのではないのでしょうか。

私のように、消費者団体のガバナンスを適格性の要件とする考え方は、営利企業と非営利目的の消費者団体とを同列に論ずるもので、正当ではないという御批判があるかもしれませんが。しかし、むしろ非営利団体においてこそ、ガバナンスという視点は重要であろうと考えます。

営利企業には、営利追求という目的があり、それによって利益を受ける利害関係者（ステイクホルダー）が存在します。株式会社であれば、株主がそれにあたります。そして、営利企業の運営は、そうしたステイクホルダーによって監督され、コントロールされます。ステイクホルダーによる監督とは、窮極的には、会社の経営を委ねる経営者の選任・解任という形で担保されるのであり、株主はそのための権利を制度的に保障されています。これと対比するならば、適格消費者団体によって利益を受けるステイクホルダーは「消費者全体」です。しかるに、株式会社における株主の利益と異なって、適格消費者団体が「消費者全体」の利益に資する活動を行っているか否かは、数字によって明確に示されるわけではなく、また全消費者が当該消費者団体の運営に参加する権利を有するわけでもありません。

このように対比するならば、非営利組織である消費者団体の場合にこそ、消費者には、自らの利益が適格消費者団体によって適切に代表されているか否かを確認する手段が保障されていなければならないと考えられます。このことは、適格消費者団体に重要な公益的役割を期待する消費者団体訴訟制度にとって、それが真に消費者のための制度として機能するための必須の条件であると考えられます。

前述のとおり、私は、説明責任（アカウンタビリティ）と情報開示（ディスクロージャー）が、消費者団体に要求されるガバナンスの内容として最低限の要請であると考えております。すなわち第一に、当該消費者団体の目的、構成員の範囲と規模、役員構成、収支の状況、具体的な活動内容等についての情報が、誰にも利用可能な状態に置かれることが必要です。一般に「事業活動に関する開示」ということは、そのような広い意味に理解されるべきであり、またその趣旨が法令上、明確にされるべきだと考えます。第二に、開示の内容となる情報の真正さを担保するために、内部統制システムと外部監査とが確実に実施されている必要があります。説明責任（アカウンタビリティ）とはそのような意味であり、単に年次報告書を印刷すれば足りるということではありません。

企業の社会的責任（CSR）が確立され、市場の監視に曝されていなければ、市場経済に対する社会の信頼は確保されません。同様に、消費者団体が自らを厳しく律してこそ、その公益的な役割に大きく期待する消費者団体訴訟制度が、社会に定着するのだと考えま

す。このような点につき、委員の先生方に御考慮・御検討いただくことができましたら、まことに幸いと存じます。当日の会合に欠席することの失礼を、重ねてお詫び申し上げます。

以 上